

令和8年度 草地小学校 いじめ防止基本方針

豊後高田市立草地小学校

1. 学校いじめ防止基本方針

(基本方針策定の意義と内容)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の育成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの問題への対応は、学校における**最重要課題**の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が**一団となって組織的に対応**することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り組むことが必要である。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人ひとりが「**いじめは絶対に許さない**」、「**いじめは卑怯な行為である**」、「**いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る**」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならず、いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する課題である。このように、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」が成立した。

草地小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が家庭、地域その他関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止、早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するために策定するものである。

【学校の基本方針の内容】

草地小学校の基本方針は、県、豊後高田市、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、県や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を定めたものである。

また、この基本方針では、学校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が学校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。学校の基本方針に沿った対策の実現のためには、草地小学校校区内のいじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取り組みとその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取り組みを維持するため、草地小学校の基本方針の記載内容についても、学校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

2 いじめとは

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、「**どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであること。**」という基本認識に立ち、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が一体となって取り組む必要がある。

未然防止の基本となるのは、児童が周りの友だちや教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような学校づくりを行っていかなければならない。

【いじめ防止のための基本姿勢】

- ① 日頃から定期的に職員間の情報交換を行い、共通理解をはかり、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。
- ② すべての児童に「いじめは、人間として絶対に許されない」という雰囲気を、学校全体に醸し出していく。
- ③ いじめ問題が起こった場合は適切かつ迅速に対処し、被害者の立場に立った指導を行う。

(3) いじめの集団構造と態様

【いじめの集団構造】

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。いじめを「どの子にも、どの学級にも起こりえる」「だれもが被害者にも加害者にもなりうる」と考えることを基本とする。日常生活の中で一見冷やかしかやからかい、じゃれあいに見えるところから、いじめに発展してしまう場合もある。また、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちの中から、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても 否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。「傍観者」にならず、勇気をもって教職員や周りの大人、友だちに報告すること、いじめを許さない集団づくりに取り組むことが必要である。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネットや携帯電話（スマホ）等で、書き込みで誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 いじめ防止の基本的な方向と取り組み

(1) いじめ防止のための指導体制 ～いじめの起こりにくい学校へ～

- ① 子どもに関する情報を教職員全員で収集し、課題を共有しているか？

○現状と課題を明確にする。

- ・子どもの何についての情報を収集するか明確にする
- ・「報告メモ」や「連絡ノート」を活用する。
- ・定期的に、また必要に応じて情報交換の場を設ける。
- ・収集した情報の信頼性を確認するため不足した情報を集める。

- ② 学校の指導方針が、現状と課題を踏まえたものとなっているか？

○校長が、現状と課題を踏まえて指導・対応方針を示すために。

- ・子どもの情報が、校長に集まるシステムになっている。
- ・主担当者（生徒指導等）が日常的に校長・教頭と現状の対話を欠かさず行っている。
- ・現状と自校の生徒指導の重点事項とのズレを把握している。
- ・学校運営協議会を活用し、学校・家庭・地域が連携をとる。

③指導における具体的な行動基準が教職員に示されているか？

○方針を具現化する取り組み計画と具体的な行動基準を教職員に示す。

- ・指導の根拠となる客観的なデータが示されている。
- ・取り組みの全体像とスモールゴールが示されている。
- ・指導すべき基準を全員で確認している。
- ・指導の具体的な行動基準が教職員に示されている。

④一部の教職員のみ負担が偏っていないか？

○役割分担を明確にし、相互補完的に協力する意識の醸成。

- ・教職員のそれぞれの力量を活かした役割分担になっている。
- ・主担当者（生徒指導等）が調査役にまわっている。
- ・状況に応じて、分担者の負担の増減を図っている。

⑤随時、取り組みを見直し、軌道修正しているか？

いじめ防止の組織体制

～いじめ防止対策のための組織～

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

「いじめ対策委員会」

- ・学校いじめ防止基本方針の作成、適切に機能しているかの点検、見直し（PDCA サイクル）
- ・年間指導計画の作成・実行・検証・修正
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認（聴き取り調査等）、判断（いじめであるか否か）
 - *結果を教育委員会へ報告
- ・配慮を必要とする児童への支援、いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制・対応・保護者や関係機関との連携などの対応
- ・いじめ解消に関すること

〈 構 成 員 〉

- 校長・教頭・研究主任・教務主任・生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー等
- *学級担任

(2) いじめ防止の年間指導計画～「心の居場所づくり」と「絆づくり」～

	年間指導計画	教職員研修等
4月	・人間関係づくりプログラム あいさつ運動 (1年生を迎える会)	・研修会 児童の実態把握と共通理解
5月	・人間関係づくりプログラム ・縦割り班誕生集会	・研修会 各学年、学校の課題の明確化 アンケートの分析・共通理解
6月	・人間関係づくりプログラム	・研修会 アンケートの分析・共通理解
7月	・人間関係づくりプログラム ・人権標語の取り組み	・研修会 アンケートの分析・共通理解

	・「学校評価アンケート」(1回目)を実施 ・「草地っ子憲法誕生集会」	
8月		・研修会 1学期の振り返りと2学期の取り組みについて
9月	・人間関係づくりプログラム ・地域との合同運動会	・研修会 運動会の練習に関わっての情報交換 アンケートの分析・共通理解
10月	・人間関係づくりプログラム ・相撲大会	・研修会 各学年の情報交換 アンケートの分析・共通理解
11月	・人間関係づくりプログラム ・市小中音楽会 全校合同練習	・研修会 アンケートの分析・共通理解
12月	・人間関係づくりプログラム ・「学校評価アンケート」(2回目)を実施 ・保護者対象の講演会(涵養塾) ・草地っ子感謝フェスタ	・研修会 アンケートの分析・共通理解 2学期の振り返り
1月	・人間関係づくりプログラム ・児童会選挙	・研修会 3学期の取り組み アンケートの分析・共通理解
2月	・人間関係づくりプログラム ・6年生を送る会	・研修会 市人権・同和教育実践記録集の作成 アンケートの分析・共通理解
3月	・人間関係づくりプログラム ・「学校評価アンケート」(3回目)を実施	・研修会 アンケートの分析・共通理解 1年間の総括と次年度の課題・準備

*毎週月曜日, 児童との面談「ほっとタイム」

*毎週水曜日, 教職員による情報交換

*毎月第1・4金曜日, 「草地っ子集会」「人間関係づくりプログラム」(きらきらタイム)

*毎月最終月曜日, 「いじめアンケート」

4 いじめ防止の措置

(1) いじめの予防～未然防止～

◇わかる授業づくり

- ・「聞く力」「書く力」を育てる授業の工夫
- ・話し合い活動の充実
- ・授業開始 5 分間の基礎基本の定着

◇学習規律の徹底

- ・チャイム席
- ・筆記用具(シンプルなもの)
- ・正しい姿勢
- ・発表の仕方, 聞き方

◇お互いを認め合えるような発表の場の設定

- ・各委員会のショート集会
- ・学級の学習発表
- ・昼の放送時での作文, インタビュー, 感想発表等

◇子ども理解

- ・ほっとタイム

◇児童会活動の充実

***「一人一人を大切にする**

個別最適な学び」

- ・学校行事の主体的な運営

- ・委員会活動の充実

- ◇集団づくり（全校）

- ・全校読書・朝の会

- ・縦割り班清掃

- ・話し合い活動の充実

- ◇人権教育の充実

- ・「草地っ子憲法」を柱にした人権意識の高揚 全校道德

- ・講演会等の開催

- ◇コミュニケーション力の育成と体験活動の推進

- ・地域における体験活動や地域人材（学習サポーター）とのふれあいを通して、地域のよさや地域の人々のあたたかさに触れ、地域の中で支えられ生きている自己を認識できるようにしていく。

→自他を大切にできる心へとつながる 自尊感情を高める

- ◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知

- ・学校公開の実施

(2) 早期発見（手立て） ◎全職員で子どもたちを見守る

①観察

授業だけでなく、休み時間等にも声をかけて、子どもの様子に注意をはらう。

また、日常の日記や日誌等を通して子どもの理解に努める。

②情報収集

定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子どもや保護者からの

情報を積極的に収集する。また、学校の相談窓口（教頭など）を設け、保護者や地域からの情報が届きやすくする工夫をする。いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは規定に違反し、懲戒処分の対象になりうることを周知させる。

③アンケート調査など

「学校評価アンケート」を年3回実施、「いじめアンケート」を月1回ずつ実施し、いじめ予防のための教職員意識調査を活用するなど、子どもの状況や教職員の指導方法を客観的に把握する。

④相談及び外部との連携

保幼小の連携、小中高と警察との連携・情報交換 校内支援委員会の開催

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用（児童個人面談や保護者の相談）や各種相談機関（24時間いじめ相談ダイヤル等）の周知及び各市町村福祉関係部署との連携

(3) いじめの対応

①いじめられている児童への対応

- ・事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図る。

- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。

- ・必ず解決できる希望がもてることを伝える。

- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

【いじめられた子どもの保護者に対して】

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。

- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

② いじめている児童への対応

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、子どもの背景にも目を向け指導する。

- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【いじめた子どもの保護者に対して】

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただく。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭で

の指導を依頼する。

・子どもの変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

③友人、知人（観衆、傍観者）への対応

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学校全体に示す。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

④関係機関との連携

○教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、教育委員会に報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

○警察・その他関係機関等との連携

暴力行為や恐喝など犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署、医療や福祉などの専門機関と連携して対応することが必要である。

いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、保健センターや市役所福祉課、児童相談所、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。

(4) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の2つの要件が満たされている場合であり、この2つの要件が満たされている場合であっても必要に応じて他の事情も勘案した上で判断していく。

① いじめに係る行為が止んでいること

- ・いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が、止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
- ・いじめ被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらずより長期の期間を設定する。
- ・学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた側、いじめを行った側の児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ・いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ・学校はいじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全、安心を確保する。
- ・いじめ対策委員会は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

5 ネットいじめへの対応

(1)「ネット上のいじめ」とは？

- ① 不特定多数の者から、特定の子どもに対する誹謗・中傷が絶え間なく集中的に行われ、また、誰により書き込まれたかを特定することが困難な場合が多いことから、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ② ネットが持つ匿名性から安易な書き込みが行われた結果、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ③ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、子どもたちの個人情報や画像がネット上に流出し、それらが悪用されやすい。
- ④ 保護者や教師など身近な大人が、子どもたちの携帯端末やインターネットの利用の実態を十分に把握しておらず、また、保護者や教師により『ネット上のいじめ』を発見することが難しいため、その実態を把握し効果的な対策を講じることが困難である。

(2)「ネット上のいじめ」の具体例

- パソコンやスマホやタブレットから、SNS に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込む。
- SNS に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載する。
- 特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を不特定多数の携帯端末等にメールで送信する。
- 特定の子どもになりすましてネット上で活動し、その子どもの社会的信用を貶める行為などを行う。

(3) 未然防止のために

- 学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。
- 専門的な知識を持った業者等の協力を得ながら、様々な機会を使って、SNS等の利便性や、その裏に潜む危険性、ネットによるいじめ等のトラブルへの対処法等についての学習を推進していく。
- 教職員はアンケート調査や教育相談等の機会を利用し、児童のSNS等の利用実態やその中での人間関係の積極的な把握に努めていく。

(4)『ネット上のいじめ』が発見された場合の対応

① 児童への対応

- 被害児童への対応
きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。
- 加害児童への対応
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
- 全校の児童への対応
個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

② 保護者への対応

- 迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③ 関係機関との連携

- 学校・保護者だけでは解決が困難な事例については、警察等の関係機関と連携して行う。

④ 書き込みサイトへの削除依頼

- サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。

6 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条で、次の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されている。

重大事態とは

ア)「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企画した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間30日が目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手。

*児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

重大事態の報告

- 学校は市教育委員会に迅速に報告する。委員会を通じて市長へ報告
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。